

マタニティにやさしいまちづくりの推進 (子育ての始まりはマタニティから)

【概要版】

平成20年3月
例月政策会議：マタニティ班

目 次

1	少子化の現状	1
2	人口減少社会の到来	2
3	国における少子化対策の状況	3
4	三条市の少子化対策における妊娠・出産期支援の現状・・	6
5	三条市の妊娠・出産期における支援の課題	8
6	妊娠・出産期等における今後の取組	9

1 少子化の現状

(1) 少子化の進行

- * 国では、平成17年の出生数が初めて110万人台を割り込み過去最低を記録
- * 女性が一生のうちに出産する子どもの数に相当する合計特殊出生率も過去最低の1.26となる。

【出生数】(厚生労働省「人口動態統計」)

(全国)

・H16年:1,110,721人 ⇒ H17年:1,062,530人(前年比▲48,191人の減)

(新潟県)

・H16年:19,531人 ⇒ H17年:18,505人(前年比▲1,026人の減)

(三条市)

・H16年:854人(旧3市町村合計) ⇒ H17年:867人(前年比13人の増)

【合計特殊出生率】

(全国)

・H16年:1.29 ⇒ H17年:1.26 (前年比▲0.03の減)

(新潟県)

・H16年:1.34 ⇒ H17年:1.34 (前年比0.0)

(三条市)

・H16年:1.41(旧3市町村合計) ⇒ H17年:1.44 (前年比0.03の増)

(2) 少子化の原因とその背景

① 少子化の原因

- * 晩婚化・晩産化の進行
- * 夫婦が持つ子どもの数の減少
- * なかなか結婚しない若者が増加している未婚化の進行

【未婚率】(H17年国勢調査)

(全国)

区分	男性	女性
35～39歳	30.0% (前年比+4.3)	18.4% (前年比+4.6)
30～34歳	47.1% (" +4.2)	32.0% (" +5.4)
25～29歳	71.4% (" +2.1)	59.0% (" +5.0)

(新潟県)

区分	男性	女性
35～39歳	32.1% (前年比+5.2)	17.0% (前年比+5.3)
30～34歳	44.7% (" +3.0)	28.7% (" +4.9)
25～29歳	67.8% (" +1.9)	55.0% (" +4.7)

(三条市)

区分	男性	女性
35～39歳	31.6% (前年比+3.2)	16.8% (前年比+6.0)
30～34歳	44.7% (" +3.2)	29.4% (" +5.4)
25～29歳	67.9% (" +2.7)	56.3% (" +6.1)

② 少子化の背景

【未婚化の進行の要因】

- * 良い相手にめぐり合えない。
- * 独身生活に利点がある。
- * 結婚や結婚後の生活資金がない。
- * 雇用が不安定であるため将来の設計が立てられない。
- * 結婚すると仕事と家庭・育児の両立が困難となる。
- * 結婚をしなければならないという社会規範がなくなった。など

【子どもの数が減少傾向にある要因】

- * 仕事と子育ての両立の負担が重い。
- * 育児や教育にかかる費用が重い。
- * 妻の精神的・身体的負担の増大。
- * 夫の育児不参加。
- * 出産・子育てによる機会費用(出産・子育てにより仕事をやめた場合に失われることとなる収入)の増大。など

2 人口減少社会の到来

- 平成17年の人口動態統計によると出生数(1,062,530人)よりも死亡数(1,083,796人)が21,266人上回っており、同統計始まって以来、初めて人口の自然減となるなど、人口減少社会に突入したものとされている。
少子化の進行等による人口減少は、我が国の経済社会に様々な影響・問題を及ぼすものと考えられる。

【人口減少の影響】

- * 労働力人口の減少による労働生産性の低下
- * 高齢者人口の増大による年金や高齢者医療費・介護費の増大
- * 地方においては、地域社会の活力の低下 など

(参考)

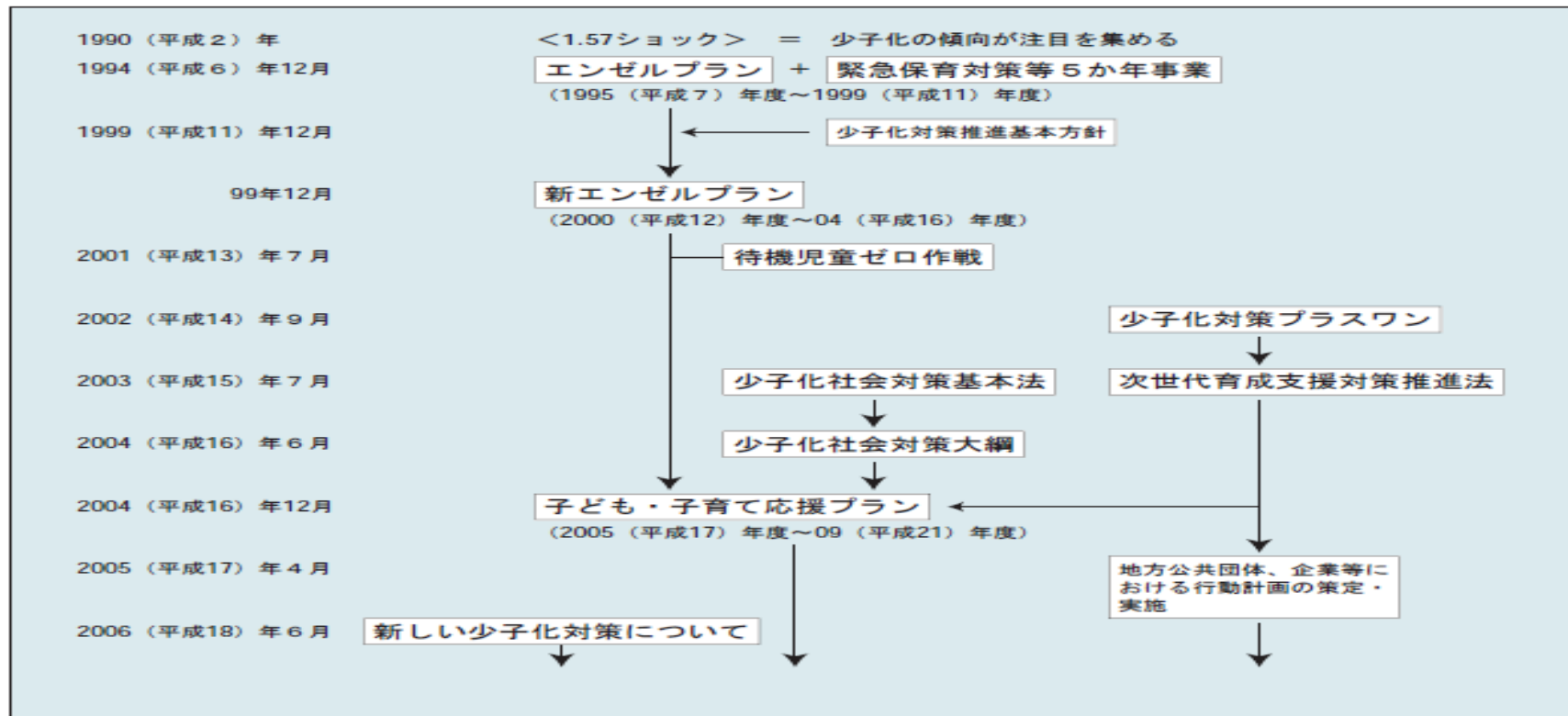
- ・新潟県 出生数:18,505人、死亡数:24,396人、比較:5,891人死亡者数が上回る。
- ・三条市 出生数: 867人、死亡数: 1,011人、比較: 144人死亡者数が上回る。

3 国における少子化対策の状況(1)

○ 「新しい少子化対策(2006年6月)」では、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変わっていくことに着目し、子どもの年齢進行別に「新生児・乳幼児期」、「未就学期」、「小学生期」、「中学・高校・大学生期」の4期に分け、子どもの成長期に応じた子育て支援策を掲げている。

この対策における「新生児・乳幼児期」では、期間の始まりを妊娠・出産からと位置付け、「新たな生命の誕生は、妊産婦自身はもちろんのこと社会にとっても喜ばしいことである一方、妊娠・出産は女性にとって身体的にも精神的にも人生の一大事である。特に、核家族化が進展し、地域社会での協力関係が薄れつつある現状では、妊産婦とその家族に対する支援が必要である。」として、子育ての一環として妊娠・出産期の支援を明確に打ち出した。

(1) 少子化対策の推進の経緯



3 国における少子化対策の状況(2)

(2) 次世代育成支援対策

○ 次世代育成支援対策推進法における市町村行動計画の内容に関する事項を見ると、直接妊産婦に関するものは「母性及び乳幼児の健康の確保及び増進」における次の4項目

- ① いいお産の適切な普及
- ② 妊産婦に対する相談支援の充実
- ③ 子どもや母親の健康の確保
- ④ 不妊治療対策の推進

(3) 妊娠・出産時における支援施策

ア 新しい少子化対策前の現行支援策 (経済的支援)

- ① 妊娠中の健診費用の負担軽減(市町村:一般的に健康診査の2回分程度の助成(無料))
- ② 出産手当金の支給(標準報酬日額の60%)
- ③ 出産育児一時金の支給(35万円)
- ④ 不妊治療に対する公的助成(都道府県、指定都市及び中核市:特定不妊治療費助成・年間10万円を限度に5年間)

(その他の支援)

- ① 母子健康手帳の交付(市町村(保健センター等))
- ② 母性健康管理の措置義務(通院休暇、通勤緩和など)
- ③ 軽易業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- ④ 産前・産後休業(産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間)
- ⑤ 産前・産後休業中の解雇禁止 など

イ 新しい少子化対策における拡充等支援策 (経済的支援)

- ① 出産育児一時金の支払手続きの改善(医療機関による出産育児一時金の代理受領)
- ② 妊娠中の健診費用の負担軽減(助成回数の拡大:5回程度)
- ③ 不妊治療に対する公的助成の拡大(特定不妊治療費助成額の増:1回の上限額を10万円とし年2回まで、通算5年。また、所得制限額を650万円⇒730万円に引き上げ。)

(その他の支援)

- ① 妊娠初期の休暇などの徹底・充実
- ② 産科医等の確保等産科医療システムの充実など

3 国における少子化対策の状況(3)

(4) 新しい少子化対策の概要 (資料:内閣府「平成18年版少子化白書」より)

○2006年6月20日、少子化対策に関する政府・与党協議会において合意
 ○同日、少子化社会対策会議(会長:総理、全閣僚で構成)で決定
 ○「骨太方針2006」に盛り込み、強力に推進

急速な少子化の進行と人口の減少

合計特殊出生率 1.25
 出生数 106万人

[初の人口自然減 ▲2万人]

出生率の低下傾向を反転させる

社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため

少子化対策の技術的な拡充、強化、転換を図る

- 経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる問題
- (1) 社会全体の意識改革
 - ・子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任
 - ・国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組み
 - (2) 子どもと家族を大切にするという視点にたった施策の拡充
 - ①子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育てが家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援
 - ②すべての子育てが家庭を支援するための地域における子育て支援策を強化(特に在宅育児、放課後対策)
 - ③仕事と子育ての両立支援の推進や、子どもと過ごす時間を確保できるよう男性を含めた働き方の改革
 - ④親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含めた総合的な対策の推進
 - ⑤就学期における子どもの安全対策、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援の拡充

新たな少子化対策の推進

(1) 子育て支援策

- I 新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)
- ①出産育児一時金の支払い手続の改善
 - ②妊娠中の健診費用軽減
 - ③不妊治療の公的助成の拡大
 - ④妊娠初期の休職などの徹底・充実
 - ⑤産科医等の確保等産科医療システムの実現
 - ⑥児童手当制度における乳幼児加算の新設
 - ⑦子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

II 未就学期(小学校入学前まで)

- ①全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
- ②待機児童ゼロ作戦の更なる推進
- ③病児・病後児保育、障害児保育等の拡充
- ④小児医療システムの実現
- ⑤行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
- ⑥育児休業や短時間勤務の充実・普及
- ⑦事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
- ⑧子どもの事故防止策の推進
- ⑨就学前教育についての保護者負担の軽減策の実現

III 小学生期

- ①全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進
- ②スクールの導入等、学校や登下校時の安全対策

IV 中学生・高校生・大学生期

- ①奨学金の充実等
- ②学生ベビシッター等の推進

(2) 働き方の改革

- ①若者の就労支援
- ②パートタイム労働者の均衡処遇の推進
- ③女性の継続就労・再就職支援
- ④企業の子育て支援の取組の推進
- ⑤長時間労働の是正等の働き方の見直し
- ⑥働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

(3) その他の重要な施策

- ①子育てを支援する税制等を抜粋
- ②里親・養子縁組制度の促進と広報・啓蒙
- ③地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
- ④児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
- ⑤母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
- ⑥食育の推進
- ⑦家族用住宅、三世代同居・近居の支援
- ⑧結婚相談等に関する認証制度の新設

国民運動の推進

- (1) 家族・地域の絆を再生する国民運動
- ①「家族の日」や「家族の週間」の創設
 - ②家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催
 - ③働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

- (2) 社会全体で子どもや生命を大切にしよう
- ①メディア情報の広報・普及
 - ②豊富な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供
 - ③生命や家族の大切さについての理解の促進

4 三条市の少子化対策における妊娠・出産期支援の現状(1)

(1) 次世代育成支援行動計画の中の「親と子どもの健康の確保及び増進」に掲げる事業

- ① 妊産婦健診、妊産婦訪問事業
- ② マタニティ教室、初めてのパパママの子育て学級の開催
- ③ 妊娠期子育て講座事業
- ④ 妊産婦医療費助成事業

(2) 妊娠・出産期を対象とした支援の状況

① 妊産婦健診：無料受診券 2回交付(県内最低レベル)

【参考：県内各市の妊産婦一般健診受診券（無料）交付状況】(H19年8月現在)

交付枚数	市数	市町村名
15枚	1	糸魚川市
5枚	11	新潟市、長岡市、上越市、新発田市、小千谷市、加茂市、村上市、燕市、妙高市、阿賀野市、南魚沼市
4枚	2	魚沼市、佐渡市
3枚	4	柏崎市、十日町市、見附市、五泉市
2枚	2	三条市、胎内市
計	20	

- ② 助産師の訪問指導
- ③ 母子健康手帳の交付
- ④ マタニティ教室
 - ・第1コース(妊娠第16～19週(5か月)の妊産婦)
 - ・第2コース(妊娠第28～31週(8か月)の妊産婦)
- ⑤ 初めてのパパとママの子育て学級(妊娠24～27週の初妊産婦)
- ⑥ 妊娠期子育て講座
- ⑦ 妊産婦医療費助成：1/2
- ⑧ 不妊治療費助成：なし

(3) 市長へのたよりに等にあった支援要望

- * 妊産婦は、出産まで1回3,500円程度の妊産婦健診を15回程度受けることになるが、仕事を辞めたりして収入が少ない中で出費は大きい。これでは子どもは欲しいが産めない。
- * 妊産婦健診時に医療機関で行われる母親学級等で他市の妊産婦との話の中で費用が補助される回数が比較される。特に燕、加茂、新潟と比較して三条は少ない、せめて周りの市と同じくらいの優遇がほしい。
- * 不妊治療への助成。
- * 母子手帳にカバーを付けて欲しい。(1枚40円)
- * 三条で交付している母子手帳(18cm×13cm)が大きすぎて扱いにくい。
- * 介護保険のように子どもにもおむつ券が有るとよい。

(4) 市民満足度調査結果(H19年2月実施：回答者1,227人)

- 市民満足度調査の結果では、「子育て支援」、「雇用の安定と促進」及び「労働対策の推進」に対する市民ニーズが、非常に高いものとなっている。

① 子育て、子育て支援の充実
保育サービスの充実など子育て環境の整備等に関する市民のニーズは非常に高いものとなっている。

	順位	満足・重要	不満・重要でない
満足度	58位	4.6%	38.0%
重要度	7位	69.7%	0.7%
市民ニーズ度	7位		

② 雇用の安定と促進
若年者、中・高齢者、障がい者、女性などの雇用を促進するための就労支援、労働力の確保に関する市民ニーズは非常に高いものとなっている。

	順位	満足・重要	不満・重要でない
満足度	64位	2.2%	51.0%
重要度	3位	73.6%	0.8%
市民ニーズ度	2位		

③ 労働対策の推進
労働条件整備などの推進に関する市民ニーズは非常に高いものとなっている。

	順位	満足・重要	不満・重要でない
満足度	61位	2.3%	40.8%
重要度	10位	65.1%	65.1%
市民ニーズ度	6位		

4 三条市の少子化対策における妊娠・出産期支援の現状(2)

【参考：妊娠・出産期支援策等実施状況比較表】

国の新しい少子化対策での位置付け	三条・栄・下田次世代育成支援行動計画での掲載	三条市の実施状況	県内他市の実施状況
妊娠中の健診費用軽減			
妊産婦健診	妊産婦健診、訪問事業	健診無料受診券交付2枚	健診無料受診券交付 15枚：1市 5枚：11市 4枚：2市 3枚：4市 2枚：1市（三条市を除く）
歯科健診	なし	なし	歯科健診実施（8市）
妊産婦医療費	妊産婦医療費助成	妊産婦医療費の1/2を助成	妊産婦医療費の2/2を助成・8市 妊産婦医療費の1/2を助成・3市 （未実施・8市）
不妊治療の公的助成の拡大	なし	なし	不妊治療費助成 10市
出産育児一時金の支払い手続の改善	なし	実施済み	全市実施済み
妊娠初期の休暇などの徹底・充実	なし	なし	（未調査）
子育て初期家庭に対する支援ネットワークの構築	なし	子育て支援グループ「かるがも」	（未調査）
その他	マタニティ教室、初めてのパパママの子育て学級	マタニティ教室：第1コース、第2コース 初めてのパパママの子育て学級	（未調査）
	妊娠期子育て講座	妊娠期子育て講座	（未調査）
	妊産婦健診、訪問事業	助産師の訪問指導	（未調査）

5 三条市の妊娠・出産期における支援の課題

- 子育て支援は「妊娠・出産期」から始まるものであることを明確にし、心身ともに安心して妊娠・出産を迎えられるよう「安心して、子どもを持つことができる(妊娠・出産を迎えられる)、マタニティにやさしいまち」を目指した取組の推進が必要。

【そのために解決すべき課題】

- (1) 国が示した「新しい少子化対策」では、国、地方公共団体、企業、地域等が連携して社会全体ですべての子育て家庭を支援していく必要があるとしている。
そこで、本市においても経済的支援だけでなく、子どもを持ちたいと考える女性や夫婦、更には若者をも視野に入れた施策の展開が必要であり、安心して、妊娠・出産を迎え、子育てを行えるよう、行政、企業、地域、家族等がそれぞれの役割を担い連携を図り社会全体で支えていくといった社会環境の整備が必要。
- (2) 本市における妊娠・出産期の妊産婦支援策は、県内他市と比較して決して高いサービスを提供しているとはいえない状況であり、また、市民満足度調査、市長へのたより等に見られるように、妊婦健診費用の負担の軽減など経済的支援への要望が多くあげられている。
このことから、三条市が子育て支援を「妊娠・出産期」から始まるものとする以上、「新生児・乳幼児」に対する支援と同様に「妊娠＝胎児」に対しても、経済的負担の軽減を含めた総合的な対策の促進が必要。
- (3) 妊産婦を含めた子育て支援について、所管事務にとらわれず関係部署を超えた企画、立案等が実施できる組織体制へ機構の見直しが必要。
なお、組織機構の見直しについては、昨年12月に見直しの方針が示され、子育て支援を総合的に実施するため教育委員会に新たに「子育て支援課」が設置されることとなった。
この子育て支援課を中心に、地域、家庭、学校等と連携を図り、子どもの成長期(「新生児・乳幼児期(妊娠・出産期を含む。）」、「未就学期」、「小学生期」、「中学・高校生期」)に応じた総合的かつ効果的な事業の実施に努め、子育て支援を推進することが必要。

6 妊娠・出産期等における今後の取組(提案)(1)

※ 本年度は子育て支援施策について、子どもが生まれる前の「マタニティ」と子どもが誕生した後の「子育て」に分け検討を行ってきたが、来年度もう一度、妊娠・出産期から就学期における子どもの成長期に応じた子育て支援を総合的に体系付け検討して行く場を設け、次の提案を含め更に検討を行うこととしています。

(1) 三条市が目指す子育て支援方針の条例化

今後の子育て支援は、子育て家庭の期待にこたえ、将来の三条を担う子どもが心身ともに健やかに育ち、自立ができるよう、市はもとより、保護者、市民、事業者、学校、各種団体が連携し、子育てを社会全体で支えることが必要である。

このようなことから、当市が目指す子育て支援のあり方をしっかりと市民へ示すと共に、社会全体で子育てを支えるまちづくりを宣言するため、三条市が目指す子育て支援の基本理念や、市、保護者、市民、学校等及び事業者の責務(役割)と基本施策等を内容とした条例の制定を行う。

(2) 経済的支援の拡充

妊娠・出産は、母親のみならず父親も含めた家族にとって大変重要なことである。

妊娠中の健診費用等の経済的な負担を心配せずに、安心して子どもを妊娠し、母子とも健康な状態で出産を迎えることができるよう、各種健診等の受診機会を増加させることは、妊産婦や胎児の健康確保、食事等の指導、妊産婦の不安除去等の推進に大きな効果があると考えられる。

このことから、妊産婦の一般健康診査の受診機会を拡充することはもちろんのこと、これらに加え次のような取組を推進する。

ア 子どもの歯の健康づくりは、母親のお腹にいるときからスタートする。妊娠中の栄養摂取は、生まれてくる赤ちゃんの歯を丈夫にするためにも大切である。

そこで、むし歯や歯周病など口腔疾患を早期に発見し、治療に結びつけることにより、早産や低体重児出産を引き起こさないようにするため、妊産婦の歯科健康診査への助成を行う。

イ 子育ては、既にお母さんのお腹の中の胎児の時から始まっていると捉え、乳児及び幼児の医療費の助成と同様に妊産婦医療費の助成割合の拡充を行う。

6 妊娠・出産期等における今後の取組(提案)(2)

(3) 妊娠・出産期(マタニティ)支援の普及・啓発

ア 父子健康手帳等の配布

子育ては、母親のみならず父親も含めた家族で支えていくことが大切である。

そこで、父親の子育てに対する意識を高め育児参加等を促すため、父親に対し妊娠から出産、育児に関する知識や母親への協力(サポート)の仕方などの育児情報が記載されている父子健康手帳等を、母子健康手帳の交付時に合わせて配布し、母親の負担を軽減し、夫婦が共同し子育てを行うための環境を整備する。

イ 車用マタニティホルダー等の配布

妊娠中、特に妊娠初期は、胎児の成長と妊産婦の健康維持のために大切な時期であるが、外見からは妊産婦であるかどうかの判断が難しく、周囲からの配慮もしづらい面がある。

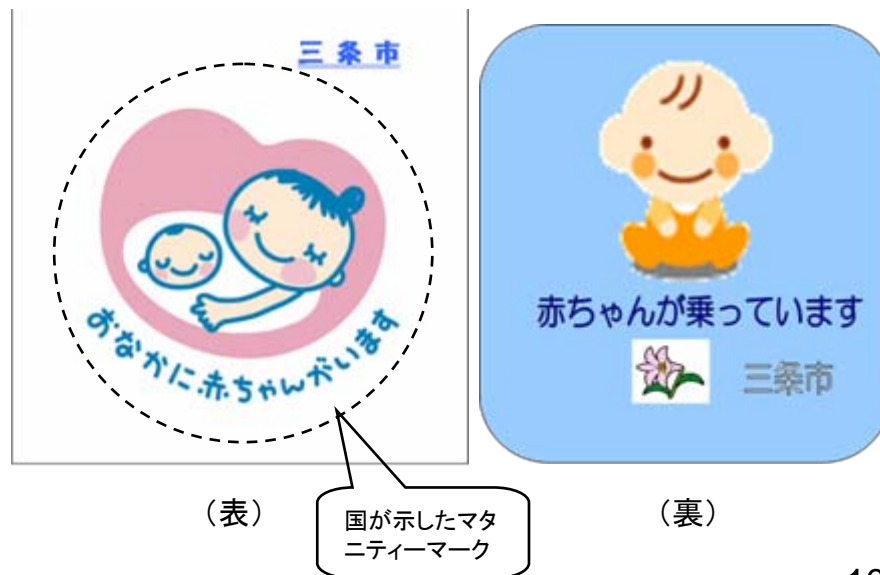
このことから、最近では、妊産婦であることを周囲に知らせるための一つの手段として、厚生労働省が示したマタニティマークを活用したマタニティホルダーなどを妊産婦へ配布し、公共交通機関の利用時などに手助けを行うことで妊産婦を支援していく取組を推進する自治体等が増えている。

三条市では、移動手段として公共交通機関を利用するケースよりも、車(マイカー)を利用するケースが多いことから、車用のマタニティホルダーを妊産婦に配布し、車に掲示することにより周囲のドライバーから妊産婦に配慮した運転を心がけてもらうなど、未来のお母さんと赤ちゃんをみんなで支える、優しい地域社会を目指す。

(次に続く)

- 国が示した「マタニティマーク」を活用し、車用マタニティホルダー及びカバン用マタニティホルダーを作成し、母子健康手帳を交付する際に配布
- 車用ホルダーについては、赤ちゃん誕生後も「子どもが乗っています。」サインとして活用できるよう、リバーシブル機能を持たせる。
- マタニティホルダーの趣旨を広く市民の皆さんから理解いただくため、広報「さんじょう」やチラシなどあらゆる広報手段を活用し周知

【車用マタニティホルダーのイメージ】



6 妊娠・出産期等における今後の取組(提案)(3)

ウ 妊産婦等専用駐車スペースの確保

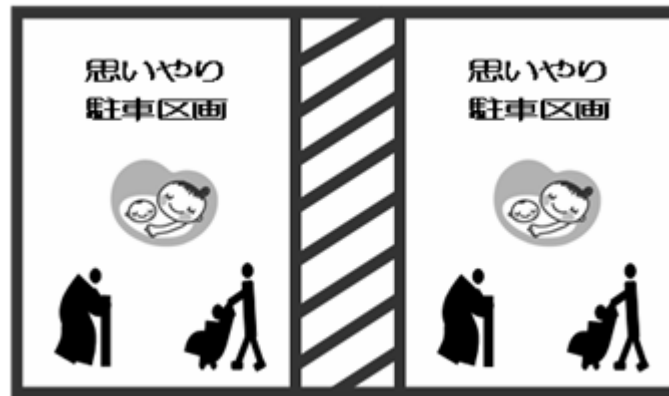
現在、官公庁舎、病院、銀行、スーパーなどの大型店舗等においては、施設の出入り口付近に車椅子マーク(障がいのある方のための国際シンボルマーク)を表示し、障がい者用駐車スペースを確保しているケースが多く、市の公共施設においても同様にスペースを確保している。

しかし、この駐車スペースは、車椅子を模ったマークであることから、高齢者や妊産婦等が利用しにくい現状がある。

そこで、市の庁舎を始めとする公共施設において、障がい者用駐車スペースとは別に妊産婦等専用駐車スペース「思いやり駐車区画」を設け、市が率先して妊産婦等に配慮したやさしい環境を整備する。

- 市の公共施設の駐車場にマタニティマーク等をマーキングし、妊産婦、高齢者等を対象とした専用の駐車スペース「思いやり駐車区画」を確保
- 1台当りの駐車スペースは、乗り降りを考慮して拡張し、1施設あたり2区画程度を設置
- 専用駐車スペースであることが分かりやすいように表示看板を設置
- 市内の企業や大型店舗等からも妊産婦、高齢者等専用駐車スペースの確保に協力をいただけるよう、チラシの配布や商工会議所等の関係団体を通じて協力を呼びかける。

【思いやり駐車区画のイメージ】



【思いやり駐車区画表示看板のイメージ】



例月政策会議：マタニティ班メンバー

【総合政策部】

地域振興課

課長補佐 久住 とも子

【総務部】

行政課

主任 渋谷 恵子

税務課

副参事 山田 隆雄

【福祉保健部】

健康推進課

課長補佐 関崎 淑子

【市民部】

保険年金課

医療係長 佐藤 和明

生活関連施設

建設室

副参事 高橋 則幸

【水道局】

業務課

課長補佐 田辺 誠

【総合政策部】

政策推進課

課長補佐 大竹 直登